

千葉県高等学校教育研究会数学部会規約

第1章 総則

- 第1条 この会は、千葉県高等学校教育研究会数学部会といい、事務局を部会長または事務局長在勤の学校におく。
- 第2条 この会は、千葉県高等学校数学教育担当職員で組織する。ただし、総会の承認により、顧問および特別会員をおくことができる。
- 第3条 この会は、会員の資質の向上と親睦を図り、高等学校数学教育の振興を目的とする。
- 第4条 この会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。
1. 研究会
 2. 講演会
 3. 会誌発行
 4. 視察・見学研修会
 5. その他

第2章 機関

- 第5条 この会に次の機関をおく。
総会、役員会、委員会、事務局
- 第6条 総会は部会長が年一回これを招集する。ただし、必要のある時には臨時に招集することができる。
- 第7条 総会は、加入学校の過半数の学校から会員が出席したときに成立し、その議決は出席会員の過半数の賛成で成立する。
- 第8条 総会は、次のことを行う。
1. 会の事業及び予算・決算の承認
 2. 地区委員、部会長、会計監査、顧問、特別会員の承認
 3. 規約の制定および改正
 4. その他
- 第9条 役員会は、第12条に定める役員をもって構成し、必要に応じてこれを開き、会の業務を執行する。
- 第10条 委員会は、地区委員会、研究委員会、編集委員会とする。各委員会の運営については委員会ごとにこれを定める。
- 第11条 事務局は、事務局長、書記、会計をもって構成し、部会運営上の事務処理を行う。

第3章 役員

- 第12条 この会に次の役員をおく。
部会長1名、副部会長2名、地区委員9名、事務局長1名、書記2名、会計2名、研究委員長1名、編集委員長1名
- 第13条 地区委員は、各地区より選出し、総会の承認を受ける。部会長は地区委員会で推薦し、総会の承認を受ける。その他の役員は部会長が委嘱する。
- 第14条 部会長はこの会を総括し、会を代表する。副部会長は部会長を補佐し、部会長に事故のあるときはその任務を代行する。
- 第15条 役員任期は1ヶ年とする。ただし、再任を妨げない。

第4章 会計

- 第16条 この会の経費は会費、学校負担金およびその他の収入をもってあてる。ただし、学校負担金は1校につき年額1,200円とする。
- 第17条 会計年度は、4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。
- 第18条 この会に会計監査2名をおく。会計監査は地区委員会で推薦し、総会の承認を受ける。

(最終規約改正 平成23年6月)